

山口県報

平成18年
1月17日
(火曜日)

目次

告示

保安林予定森林(長門市)(森林整備課)……………

漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項(漁政課)……………

海岸保全区域の指定(港湾課)……………

港湾隣接地域の指定に関する告示の一部改正(港湾課)……………

選管告示

政治団体の名称等……………

政治団体の異動事項……………

解散等に係る政治団体の名称等……………

資金管理団体の異動事項……………

政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があつた資金管理団体の名称等……………

雑報

県報の正誤(平成十七年九月二十日山口県告示第五百四号)……………

山口県告示第二十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成十八年一月十七日

山口県知事 二井 関 成



一 保安林予定森林の所在場所

長門市日置中字狩首二七五の二六、二七五の二七

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林部森林整備課及び長門市経済建設部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

長門市三隅下字杉ヶ葉山二二三の二、二二三の四、字火ノ迫四七六の一、四八三、四八四、四八八、字棕木浴五〇一の一、五〇一の二、五〇二の一、五〇二の四、五〇二の六、五〇二の七、字猿森五〇九の一、字山奥五一一、五一四、五一六、二二〇三、二二〇四、字田ノ迫五一九、五二〇、五二一の四、五二二、二二〇二の一、字稚子ヶ基五二三の二、字黒想山五二九、五四四、字津舟山五四六、字深ヶ迫五六〇、字寺ヶ基五六一、五六五、字舟ヶ浴五八一、字大平五八一の一(次の図に示す部分に限る。)、五八一の四、五八一の六、五八一の七(次の図に示す部分に限る。)、五八一の一〇、五八一の一三、字桂ヶ迫五八二、字日ノ迫一一二八の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、長門市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林部森林整備課及び長門市経済建設部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二十九号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百二十二条第一項の規定による同意を求めため、次の一のとおり事前届出があつた。
 当該届出に係る指定漁船調書は、次の二により縦覧に供する。
 平成十八年一月十七日

届出事項
 山口県知事 二井 関成

加入区	住 居	発 起 人	氏 名
由宇加入区	玖珂郡由宇町港町二丁目一三番一七	橋本	吉信
" "	" "	一五番五号	重本 國雄

漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧

加入区	縦 覧 期 間	縦 覧 場 所
由宇加入区	平成十八年一月十七日から同月三十一日まで	由宇漁業協同組合

山口県告示第三十号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定に基づき、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成十八年一月十七日

山口県知事 二井 関成

一 海岸の名称

山口県山口中南沿岸三田尻港海岸鐘紡地区海岸

二 指定区域

基点一、二、三、四、五、六の各点を順次結んだ線及び基点六と基点一を結んだ線によつて囲まれた区域
 点の位置
 基点

- 一 防府市鐘紡町三三八番地の一四の標柱の位置(北緯三四度〇二分三〇秒東経一三一度三四分四八秒)
 - 二 基点一から四八度四分〇三秒一〇・三メートルの点
 - 三 基点二から三五〇度一四分三九秒一六・四メートルの点
 - 四 基点三から六度三三分二秒六五・七メートルの点
 - 五 基点四から三一七度五七分一七秒五四・三メートルの点
 - 六 基点五から二二七度五二分四秒六五・七メートルの点
- 注 方位は、真方位とする。

山口県告示第三十一号

港湾隣接地域の指定に関する告示(昭和三十八年山口県告示第七百二十六号)の一部を次のように改正する。

平成十八年一月十七日

山口県知事 二井 関成

十一の二に次のように加える。

- (三) 鐘紡地区
- (1) 区域
 基点一、二、三、四、五、六の各点を順次結んだ線及び基点六と基点一を結んだ線によつて囲まれた区域
- (2) 点の位置
 基点

- 一 防府市鐘紡町三三八番地の一四の標柱の位置(北緯三四度〇二分三〇秒東経一三一度三四分四八秒)
- 二 基点一から四八度四分〇三秒一〇・三メートルの点
- 三 基点二から三五〇度一四分三九秒一六・四メートルの点
- 四 基点三から六度三三分二秒六五・七メートルの点
- 五 基点四から三一七度五七分一七秒五四・三メートルの点
- 六 基点五から二二七度五二分四秒六五・七メートルの点

平成十八年一月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
浦部ひろ子後援会	浦部 洋子	浦部 孝一	阿武郡阿東町大字地福上1145の7	平成17、12、18
躍動する山口を創る会	小澤 克介	橋梨 博一	山口市駅通り2丁目3番23号	〃 〃 21

山口県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成十八年一月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動の事項		備考 (年月日)
			異動の種類	異動の内容	
伊藤 青波	山口市議会議員	青進会	山口市議会議員	徳地町長 佐渡郡徳地町大字野谷138	平成17、12、15

山口県選挙管理委員会告示第十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成十八年一月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		備考 (資金管理団体の解散年月日)
		名称	主たる事務所の所在地	
浦部 洋子	阿東町議会議員	浦部ひろ子後援会	阿武郡阿東町大字地福上1145の7	平成17、12、20



正誤

平成十七年九月二十日山口県告示第五百四号（漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意に関する告示に係る指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅）

ページ	段	行	誤	正
一	下	二	第百十三条の二第一項第一号	第百十三条の二第一項第一号

平成十八年一月十七日印刷
平成十八年一月十七日発行

発行人所 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）